

会 議 録

会議名称	第6回 杉並区動物との共生を考える懇談会
日 時	平成17年11月21日(月) 午後2時～午後4時
場 所	杉並保健所 講堂
出席者	<p>委 員 加藤元委員、矢花公平委員、みなみらんぼう委員、山崎いく子委員、米川秀彦委員、佐藤正江委員、中智正直委員、塩坪三明委員、内田寿子委員、小峰すゝき委員、目黒美佳委員</p> <p>事務局 生活衛生課長、杉並区教育委員会事務局指導主事、公園緑地課公園事業係長、環境課生活環境担当係長、生活衛生課管理係長、生活衛生課管理係主査、生活衛生課環境衛生担当係長付主査</p>
傍聴者	1名
事前配付資料	杉並区動物との共生を考える懇談会報告(草案)
当日配付資料	杉並区動物との共生を考える懇談会報告(草案)概要版 杉並区動物との共生を考える懇談会検討経過 区市町村におけるねこの保護及び管理に関する要綱等の概要 新聞記事
議 事 等 (要 旨)	
<p>杉並区動物との共生を考える懇談会報告(草案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 起草委員会でとりまとめた「杉並区動物との共生を考える懇談会報告(草案)」について、報告を受け、猫の登録制など全般的な内容の検討を行った。 <p>〔猫の登録制についての意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告(草案)の猫の登録制に関する記述について意見を述べたい。これから述べる2名の意見については、会議録に発言者氏名を載せてほしい。 (目黒委員)報告(草案)の「平成19年度に任意登録制を実施し、その結果等を検証しながら、21年度の義務化を目標に検討を行うことが適当と考えます」を「平成19年度に任意登録制を実施し、その結果等を検証しながら、21年度の条例見直し時に義務化について検討することとします」への修正を希望する。任意登録制の開始後、その2年後の義務化を目標に検討するという報告(草案)では、飼い主への周知、登録制への理解、制度の定着・促進、状況・結果の検証には、時間が少なすぎる。修正理由の一つ目は、犬の登録制や飼い主責任の現状からみても、規則や管理によって飼い主の自覚と責任を促すことは難しいからである。狂犬病予 	

防法で犬には登録義務があり、罰則規定があるが、飼われている犬の半数が未登録で、飼い主のマナーの悪さへの苦情も絶えない。長期的にみて、子ども達への飼い方マナーを含む教育に取り組むと同時に啓発施策で地道に訴えていかねばならない。二つ目は、区民からの苦情を減らすことにはつながらないからである。苦情を減らすためには、室内飼育、不妊去勢手術、個体識別のための身元表示の徹底を目指す施策を最優先に取り組むべきである。今までの施策を早急に見直し、新たな猫の飼い方講習会などへの取組みと、広報を創意工夫し、それらを効果的に組み合わせ、目標を達成するために総力を結集すべきと考えている。三つ目は、未登録の飼い主のいない猫への差別や遺棄・虐待の増加につながる心配があるからである。行政が未登録の猫を処分しないとはいえ、愛猫家、とりわけ地域で不妊去勢手術等をして適正に飼い主のいない猫の世話をしている人たちは、未登録の猫が差別され、虐待されるのではないかと心配する。弱者への虐待が頻繁に報じられる中、子ども達が飼い主のいない猫を社会に不必要な物と感じるようになっていらないだろうか。また、登録制の導入により、地域で猫の世話をしているボランティアの協力が得られなくなり、「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」が進まなくなるのではないかと危惧する。

- ・（塩坪委員）報告（草案）の「平成19年度に任意登録制を実施し、その結果等を検証しながら、21年度の義務化を目標に検討を行うことが適当と考えます」を「平成19年度に任意登録制を実施し、その結果等を検証しながら、21年度の条例見直し時に義務化について検討することとします」への修正を希望する。猫の登録制を実施しているのは17自治体である。ただし、条例で規定しているのは沖縄県竹富町と東京都小笠原村で、罰則規定があるのもその2つの自治体である。関東地方などの大都市では、登録制を実施しているのは少なく、条例で規定している自治体はない。23区でも猫に関する条例を設けている自治体はない。横浜市磯子区では、10年前に猫の任意届出制を開始し地域猫活動を創設したが、届出制の実施を発表しただけで抗議や反対がたくさんあったと担当者から聞いている。誤解も多いと思うが、杉並区で登録制を実施することを発表することで、マスコミヤや一部の動物愛護団体から過剰な反応が考えられる。平成19年度の任意登録制の開始後、その2年後の義務化も含めた構想について、この懇談会で提言すべきではない。
- ・決してこの懇談会において猫の登録制の義務化を決定したということではない。また、その権限もないので、報告（草案）の「平成19年度に任意登録制を実施し、その結果等を検証しながら、21年度の義務化を目標に検討を行うことが適当と考えます」のままでよい。（複数の同様の意見あり）
- ・ペットや動物への考え方をさし示すことは必要である。そういった中で、意識が変わったり、動いたりしていく。私の周りの人たちには登録制に反対の意見が多い。もっと飼い主を信頼してほしいということだが、それだけでは前近代的だ。今「こうしなければならない」というのではなく、「こういうことが望ましく、検討していこう」というのが民主主義だと思う。
- ・「平成19年度に任意登録制を実施し、その結果等を検証しながら、21年度の条例見直し時に義務化について検討することとします」という文章は、条例案を3年ごとに見直す提言にな

っていることから、3年引き伸ばしたという印象を受ける。報告（草案）には、「21年度の義務化の実施」とは書かれていないので、このくらいの表現にしないと区民の意識に残らない。

- ・ 文章としては、報告（草案）のほうが目標をさし示しており、すっきりしている。
- ・ 登録制は責任を持って猫を飼うことであり、猫への思いやりである。「平成19年度に任意登録制を実施し、その結果等を検証しながら」と幅を持たせているので、報告（草案）のままでもいい。
- ・ その他文章表現等について修正意見が出され、所要の修正を行うこととされた。本日の検討結果等を踏まえ、杉並区動物との共生を考える懇談会報告書として区長へ提出する。